

守谷市教育委員会定例会会議録 令和3年11月

1 日 時 令和3年11月26日（金） 午後1時30分～午後3時00分

2 場 所 守谷市役所2階全員協議会室

3 出席者 教育長 町田 香
教育長職務代理者 河原 健
教育委員 寺田 弘
教育委員 萩谷 直美
教育委員 椎名 和良

4 欠席者 なし

5 説明のための出席者

教育部長	宇田野 信彦
参事	奈幡 正
教育部次長兼学校教育課長	小林 伸稔
生涯学習課長	福島 晶子
教育指導課長	古橋 雅文
学校給食センター所長	坂 登司男
中央図書館長	石川 みどり

6 傍聴人 なし

7 会議に付した事項

（1）議決事項

議案第37号	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る保護者負担に関する要綱の制定について
議案第38号	守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について
議案第39号	守谷市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
議案第40号	守谷市教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱の制定について
議案第41号	教育委員会の点検・評価結果報告書の提出について
議案第42号	守谷市議会定例会月議会への提出予定案件について

（2）協議事項

協議第2号	守谷市社会教育委員の選出について
-------	------------------

- 協議第 3 号 学校給食におけるアレルギー対応について
 協議第 4 号 給食食材の放射性物質検査の廃止について
 協議第 5 号 第四次守谷市子ども読書活動推進計画（案）の策定について

1	開会宣言	教育長	午後 1 時 3 0 分 開会を宣言
2	会議録署名委員の指名	教育長	本会の会議録署名人に萩谷委員を指名する。
3	議決事項	教育長	議案第 3 7 号「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る保護者負担に関する要綱の制定について」説明を求める。
		学校教育課長	本案は、独立行政法人スポーツ振興センター法第 1 7 条第 4 項の規定により、守谷市立小中学校に在籍する児童又は生徒の保護者から徴収すべき共済掛金における保護者負担額等を明示するため要綱を制定するものです。 表題の日本スポーツ振興センター災害共済給付につきましては、児童及び生徒が学校管理下でけがをした時に給付される災害保険料の給付制度です。 日本スポーツ振興センター法において、保護者の負担額は、市が定める額としているところですが、これまで保護者負担額を明示した規定がなかったことから、今回、新たに制定するものです。 具体的には、要綱第 2 条で負担額を共済掛金の 5 割と定め、また第 3 条において、要保護者及び準要保護者については、負担金を徴収しない旨を規定しています。 事前に委員から質疑がありました、要綱第 3 条に基づき保護者から負担額を徴収しない場合における掛け金の負担については、全額を市が負担していますが、その負担額の 4 分の 1 の額については、日本スポーツ振興センターから国の補助金を原資に市に返還されます。
		寺田委員	近隣自治体では、要綱第 2 条で定める負担割合はどれくらいか。

学校教育課長	施行令において、保護者から徴収する額の範囲を10分の4から10分の6と定めており、ほとんどの市で10分の5となっています。
教育長	議案第37号「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る保護者負担に関する要綱の制定について」採決する。
採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第38号「守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について」説明を求める。
学校教育課長	本案は、オンライン学習に係る通信費の支援を目的に、国の要保護児童生徒援助費の費目にオンライン学習通信費が追加されたことから、援助費の費目に新たにオンライン学習通信費を追加するほか、受給資格の審査や認定に係る事務の効率化を図るため、当該要綱の一部を改正するものです。 それでは、改正内容の説明をいたします。 まず、要綱第3条の援助費の費目において、第8号の次に第9号として、新たにオンライン学習通信費を加えています。これは、新型コロナウイルス感染症感染拡大などによる家庭でのオンライン学習に係る通信費やWi-Fi ルーター等の通信機器の購入あるいはリースに係る費用について、負担軽減を図るために追加するものです。 また、第4条の援助費の交付額につきましては、基本的には国の予算単価を限度として支給していますが、学校給食費につきましては、市が定める守谷市学校給食取扱要綱に基づく額を支給していますので、その条文を追加するものです。 次に、第5条の交付申請につきましては、現在は学校長を経由して、申請から審査、認定までの事務手続を行っていますが、学校長に作成、提出していただいていた世帯票（申請者の家族構成や住居の状況を記載したもの）については、その内容を教育委員会においても住民基本台帳等で確認できることから、教育現場の負担軽減を図るため世帯票を廃止し、申請等を含めた就学援助に係る手続を、直接申請者

	と教育委員会でやり取りする方法に改めるものです。 併せて第6条の認定においても、教育委員会から学校長へ通知している審査結果や交付計画について廃止し、第9条の変更届及び辞退届についても、直接教育委員会に提出していただくように改めています。 続いて、別表（第2条関係）の準要保護認定要件につきましては、第2項（1）から（4）に示す要件について、認定を行う上で適切な判断、判定が難しい項目であったため、今回の改正に合わせ見直すものです。 そのほか、様式につきましても、費目の追加や手続きの簡素化に伴い改正を行っています。 事前に委員から質疑がありました、オンライン学習通信費の支給額については、国の予算単価が12,000円を上限としていますので、市においてもその額を上限にしたいと考えています。 また、家庭においてネット環境が既に整備されている方には、月々1,000円を目安に支援し、ネット環境が整っていない家庭には、Wi-Fiルーター等の通信機器のリース代金や購入費に充てることができるよう、この金額の範囲内で柔軟に対応したいと考えています。
河原委員	オンライン学習通信費の費目が追加され、また世帯票の廃止等により事務が簡素化されることから、就学援助体制が充実するものと期待している。特に、オンライン学習通信費の新設は、恐らく他の自治体に先駆けたものであり、大変結構なことだと思う。
椎名委員	オンライン学習通信費は、1年間で12,000円ということでしょうか。
学校教育課長	そのとおりです。
椎名委員	就学援助手続に係る事務の簡素化については、私が教員をしていた頃にも要望があったので、今回の改正で簡素化されることについて感謝したい。

教育長	議案第38号「守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について」採決する。
採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第39号「守谷市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱について」説明を求める。
学校教育課長	本案は、今年度から実用英語技能検定に係る受検方法が多様化し、一次試験及び二次試験の組み合わせにより、新たな検定料の料金区分が設定されたことから、補助金額の基礎となる検定料の料金区分を見直すほか、請求に係る事務について定めるため、当該要綱の一部を改正するものです。 それでは、改正内容の説明をいたします。 昨年度までは、本会場と準会場の二つの区分で受検料が定められていましたが、今年度から新型コロナウイルス感染症の影響により本会場の確保が難しくなることを想定し、これまで本会場のみで実施されていた二次試験及び面接試験についても、準会場でも行えるようになりました。これにより、一次試験と二次試験の組み合わせ方による料金区分が増えたことから、要綱第4条で定められている補助金額の基礎となる料金区分を、これまでの「準会場受検」から、「一次試験を準会場、二次試験を本会場で実施する場合」の検定料に改めるものです。 併せて、補助の対象となる検定区分の運用実態に合わせ、「3級及び2級」から「2級から5級」までの5区分に改めています。 このほか、これまで申請者からの請求手続に係る条文がありませんでしたので、今回の改正に合わせ、第5条の補助金の交付申請の次に請求に関する条文を第6条として加え、請求書についても、様式第3号として新たに加えています。 今後も新型コロナウイルス感染症等の影響により料金区分が変更になる可能性がありますので、協会の動向を注視し、適切に対応してまいります。 次に、実績について報告させていただきます。 制度導入の初年度となる令和2年度の申請件数は、小学生が122件、中学生が384件の合計5

	06件となりました。中学生で見ますと、384名の保護者から申請がありましたが、受検者777名に対する申請件数の割合は約50%にとどまり、見込んでいた数字を大きく下回りました。 そのため、今年度、保護者に対し改めて制度の周知を行い、また、学校を通じてPR等を行った結果、10月末時点で前年度同期の約4倍（80件）の申請をいただいています。 さらに多くの方に制度を利用してもらうために、現在、電子申請の導入に向けた準備も進めています。 次に、事前に委員から質疑がありました「就学援助の児童生徒が受検した場合の英語検定協会における検定料の減免」について協会に確認したところ、教員向けの英語力・指導力向上のための支援制度はあるものの、就学援助の児童生徒に対する免除等の制度はないとのことでした。
河原委員	大いにPRしてもらい、多くの児童生徒が利用し、英検の受検率、合格率が上がることを期待している。 さらには、就学援助の児童生徒が受検した場合に半自動的に補助が受けられる仕組みができることを期待したい。
学校教育課長	検定協会から市に直接請求される方式が取れるのであれば可能かと考えられますので、検定協会と協議したいと思います。
寺田委員	茨城県内や近隣の市町村で、漢検（日本漢字能力検定）の補助を行っているところはあるか。
学校教育課長	漢検や数検（実用数学技能検定）等についても、補助している市町村は幾つかあります。今後は、英検以外の補助制度導入についても検討したいと思います。
教育長	議案第39号「守谷市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱について」採決する。
採決結果	全員賛成可決

教育長	議案第40号「守谷市教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱の制定について」説明を求める。
学校教育課長	本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、守谷市教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を実施することに関し、必要な事項を定めた要綱を制定するものです。 この点検・評価につきましては、既に法に基づき実施しているところですが、実施にあたっての具体的な評価の内容や人数、任期、謝礼などの規定がなかったことから、今回、新たに要綱を制定するものです。 第2条（点検及び評価の実施）では、法令で定められている点検・評価を毎年度実施することや、その結果報告書を議会に提出し、市ホームページや公民館等の窓口で公表する旨を記載しています。 また、第3条第1項では、委員にどのような点について評価していただくかを明記し、さらに、第2項から第5項にかけて、委員の人数や任期、謝礼等について明記しています。 また、任期については、他の審議会における委員の任期が概ね3年であることや、ある程度の年数を経験していただくことによって、より多くの方々に守谷の教育を知ってもらい、一緒に考えてもらう良い機会とも考えており、任期を3年と定めています。
質疑等	特になし
教育長	議案第40号「守谷市教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱の制定について」採決する。
採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第41号「教育委員会の点検・評価結果報告書の提出について」説明を求める。
学校教育課長	本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法

	律第26条第1項の規定により、市民に対する説明責任を果たすとともに、本市教育行政の充実を図るため、本市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価の結果に関する報告書を作成しましたので、市議会への報告及び市民への公表について承認を求めるものです。 今回の点検・評価は、令和2年度の事務を対象にしたもので、報告書の作成に当たり、まず教育委員会の各部署において点検・評価を行い、7月に報告書（案）を作成しています。 その報告書（案）に対し、8月10日、9月27日、11月15日に会議を開催し、点検評価委員との協議を経て作成されたものが本案の報告書となります。本案が当委員会で承認されましたら、市議会に対し報告書を提出し、市ホームページ等において公表いたします。
椎名委員	各小中学校における成果と課題の資料についても、市議会に提出する必要があるのか。
河原委員	この資料（各小中学校における成果と課題）は、各学校から教育委員会に報告された自己評価の資料であり、法律で公表することを定めた報告書とは異なるため、公表対象ではないのではないか。 また、各学校において、これと似たような学校独自の評価結果について公表しているのではないのか。
参事	学校独自の学校評価は行っており、学校のホームページで公開しています。
河原委員	各学校の自己評価がきちんと公表されているのであれば、この資料（各小中学校における成果と課題）は教育委員会が点検・評価をするために学校から提供された内部資料ではないか。
参事	先ほどの回答について、補足させていただきます。学校独自の学校評価は、昨年度まで掲載していましたが、今年、ホームページがリニューアルされたことにより、現在は掲載されていません また、この資料（各小中学校における成果と課題）

	につきましては、本来学校評価として行っていたものを教育委員会に提出したものです。 現在は、これとは別に、各学校において学校評価の質問項目を設定し、保護者や関係者などのアンケート調査結果を踏まえた、学校評価も行っています。
教育長	この資料（各小中学校における成果と課題）は、点検・評価の結果として、法的に公表が義務付けられている報告書に含まれるのか。
学校教育課長	含まれていません。
寺田委員	この資料（各小中学校における成果と課題）の内容が、点検・評価の報告書において総合的に述べられているのであれば、あえて報告書に載せなくてもよいのではないか。
河原委員	各学校で行われている自己評価については、点検・評価の項目と整合がとれた取組みについて報告してもらう必要があるため、ここで議論されたことを基に、今年度以降の対応について検討していただきたい。 また、この資料（各小中学校における成果と課題）の位置づけ（公表の要否含む）については、教育長と事務局の判断に任せたいと思う。
教育長	それでは、この後、議案第４１号「教育委員会の点検・評価結果報告書の提出について」採決を取るが、この資料（各小中学校における成果と課題）の位置づけについては、事務局でもう一度検討してもらい、後日、委員会で報告を求めることとしたい。
学校教育課	本日、承認をいただければ、１２月の議会中に開催される全員協議会において報告したいと考えているため、次回委員会では事後報告となってしまうことから、全員協議会の前に、事務局で検討した結果を、各委員に報告することをご了解いただきたいと思います。
教育長	議案第４１号「教育委員会の点検・評価結果報告

4 協議事項		書の提出について」採決する。
	採決結果	全員賛成可決
	教育長	議案第42号「守谷市議会定例会月議会への提出予定案件について」は、公表前の情報に関する案件のため非公開としたい。
	各委員	異議なし
		地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項及び守谷市教育委員会会議規則（昭和30年教委規則第3号）第13条に基づき審査経過は非公開とする。 （教育部長による説明）
	教育長	議案第42号「守谷市議会定例会月議会への提出予定案件について」採決する。
	採決結果	全員賛成可決
	教育長	協議第2号「守谷市社会教育委員会の選出について」説明を求める。
	生涯学習課長	本案は、令和4年3月31日の守谷市社会教育委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するため、守谷市審議会等委員公募規則に基づき選出される委員以外の委員の所属等について協議を求めるものです。 なお、現在の高齢者団体、公民館指定管理者の所属枠をスポーツ協会、中央公民館利用者に変更し、また、各団体から選出される委員については、会長や代表者に限定せず、構成員からの選出としたいと考えています。
	意見等	意見・異議等なし
	教育長	協議第3号「学校給食におけるアレルギー対応について」説明を求める。

給食センター所長

平成27年3月に、文科省から学校給食におけるアレルギー対応指針が示され、各学校設置者（教育委員会等）は、この指針を参考に、所管する学校や調理場等における食物アレルギー対応の方針を定め、また、各学校及び共同調理場においては、この指針及び学校設置者が定める方針を踏まえ、学校内や調理場における対応マニュアルを整備するよう求められています。

市では、これまで食物アレルギー対応が可能な施設が整っていなかったことから、これらに着手することができませんでした。現在、建設中の新給食センターにおいては、食物アレルギーの設備も整えますので、今回、市の食物アレルギー対応マニュアルを作成するために、その方針等について協議をお願いします。

まず、基本理念として、「小学校と中学校で献立を分け、発達段階に合わせた栄養がとれるようにする」、「特定原材料を使用しない献立の日や宗教などの多様性を考慮した献立の日を設けるよう努める」ことなどを掲げています。

次に、来年度の実施として、給食の原材料を詳細に記した献立表を事前に配布し、児童生徒が給食全部または一部を喫食する可否について、保護者に判断していただきたいと考えています。

また、これまで行ってきたおかずの交換については、3献立になることに伴い事故発生リスクが高まることから廃止したいと考えていますが、ご飯とパンの交換については、翌年度も続けていく考えです。

最後に令和5年度以降の実施についてですが、新給食センターには、アレルギー専用の調理室が設置されますので、アレルゲンを除いた上で、他の児童生徒と同じエネルギーが摂取できる代替食の提供を考えています。

河原委員

新給食センターに、アレルギー対応の別室を準備し、一部除去代替食を提供する方向で進めたいとのことだが、具体的には、卵や乳製品を除去して、これらの代わりに別のものを使ったメニューを、アレルギーを持つ子ども達に提供するという方針でよいのか。

給食センター所長	アレルギー申請のあった児童生徒のうち、約5割が卵・乳のアレルギーと圧倒的に多いことから、まずは、卵・乳を除いた代替食から始めたいと考えています。 小麦については、多くのメニューに使われており、作れるものが相当限られてしまうことから、ある程度の経験がないと着手できないものと考えています。
河原委員	アレルギー対応を進めようとする給食センターの取組みは大変すばらしいことであるが、アレルギーの種類も様々で、小麦やそば、ピーナッツのようにアレルギーを発症した時の重症度が非常に強く、命に関わるようなものもある。 運用にあたっては、アレルギー食を提供してほしいという保護者の要望だけでなく、医師の診断結果を申請時に求めることなど、児童生徒のアレルギー情報を皆で共有しながら、きちんとステップを踏んで慎重に行ってほしい。
椎名委員	給食センターの対応は万全でも、担任の不在時において隙が生じることが考えられるため、連携体制をしっかりとお願いしたい。
寺田委員	今も学校では、緊急時に備えエピペン等について情報を共有し準備を行っていると思うが、新給食センターのアレルギー専用室で調理が始まったとしても、引き続き、情報の共有を図りながら、緊急時にも適切な対応ができるようお願いしたい。
河原委員	給食センターがこういったアレルギー対応食を提供していくことについては賛成。 しかし、実際の運用に当たっては、多くのハードルがあると思うので、無理せず、きちんと一歩ずつ慎重に、保護者や子ども達、先生方にも理解してもらいながら進めてほしい。
教育長	全体の方向性について、河原委員にまとめてもらったが、給食センターには、安全に無理なく進めるようお願いする。

教育長	協議第4号「給食食材の放射性物質検査の廃止について」説明を求める。
給食センター所長	給食食材の放射性物質検査は、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を契機として、市民の不安を払しょくするため、平成24年から行っています。検査結果については、検査開始から現在に至るまで、基準値を超える放射性物質が検出されたことはありません。 給食食材については、流通経路に乗った食材しか使用しておらず、放射性物質が基準値を超える食材は、流通経路に乗らないことから、安全性は担保されています。 このことから、今年度をもって検査を終了したいと考えています。
寺田委員	市民からの持ち込みによる食品等の検査は、今も実施しているのか。
給食センター所長	今も受け付けています。
寺田委員	関係課との調整は済んでいるのか。
給食センター所長	放射性物質検査については、主管課が経済課で、関係課が給食センターとすくすく保育課になります。 この3課で、検査件数の推移、検出実績、アンケート調査等の結果を持ち寄り協議した結果、廃止の方向で意見がまとまりましたので、今回、協議させていただいています。 なお、放射性物質検査を廃止した場合における一般の持ち込み検査については、取手市やつくばみらい市で、有料にはなりますが実施可能です。
教育部長	農業者の農産物については、取手市、つくばみらい市との合同で用意した検査機器が市外の農協に設置されており、農業者はそこで検査を実施することが可能です。 このため、本来の意味での一般市民の持ち込み件数は1年間で1件となります。

意見等	その他，意見なし
教育長	協議第5号「第四次守谷市子ども読書活動推進計画（案）の策定について」説明を求める。
中央図書館長	第四次子ども読書活動推進計画については，5月の教育委員会に諮り，守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会の設置要綱を制定し，策定委員会を経て，夏に保育所，幼稚園，学校や生徒へのアンケート調査を実施しました。 アンケート調査の結果を受けて，第三次計画の評価を行い，策定委員会でいただいたご意見を参考にしながら，本案を作成しました。今後は，庁議（市長部局），議会への報告を経て，広く多くの市民から意見を募集するためにパブリックコメントを実施したいと考えています。 パブリックコメントにおいては，多くのご意見が寄せられることが想定されます。 そのため，策定委員会においてパブリックコメントの回答について協議を行い，最終案を策定した後，教育委員会に報告する予定です。
椎名委員	アンケート調査については，設問に科学の本を取り入れるなど，広く子ども達の読書に関して調査されおり良いと思う。 計画の行動目標では，全ての子どもに対する読書活動推進の具体的な取組として，電子書籍の充実を目標に掲げ，児童書所蔵数の目標値を300冊としているが，最近の中学生世代では，本をデータとして買う時代になりつつあるため，もう少し目標値を高く設定しても良いのではないか。
中央図書館長	電子書籍に関しては，著作権の問題が大きくあり，紙と同じように買えないのが現状です。 市でも電子図書館を行っていますが，幼児や中学生ぐらいを対象にしたものが，出版社との間でそれほど増えていないという現状があり，著作権法が変わり電子書籍全体の量が増えてくれば，購入できる量も増えることも考えられますが，現状では，難しいところがあります。

	教育部長	一般の電子書籍は、購入した人がその端末で見ることを前提に販売しているため、図書館で購入しても、市民等にそれを貸し出しすることができません。 現状では、図書館で貸すことができる電子書籍の数が少ないため、この目標値となっています。
	椎名委員	図書館で貸し出しするには、制約がたくさんあるということか。
	中央図書館長	デジタル化はされておりますが、図書館で貸出することを認めている書籍は、それほど多くありません。しかし、著作権法もデジタル化に合わせて、大分改定されてきている状況にあるため、今後、また少しずつ変わっていけば、状況が変わってくると思います。
	河原委員	第三次計画と比べて、いろいろな面でよくできている計画だと感心している。第三次計画の課題が整理され、それに対する具体的な対策がきちんと盛り込まれていることが見て取れ、また、計画の体系図も分かり易く整理されてる。アンケート結果の表記についても、前回の第三次計画時のアンケート集計と比べ、大変見やすいものとなっている。 基本的にこの計画で進めて良いと思う。
	意見等	その他、意見なし
5 閉会宣言	教育長	次回の定例会の日程 ・日時 令和3年12月24日（金） 午後1時30分～ ・場所 全員協議会室 午後3時00分 閉会を宣言

会議録署名人

萩谷直美